### 平成23年度第2回政治資金適正化委員会

# (開催要領)

- 1. 開催日時:平成23年6月3日(金) 15時00分~15時50分
- 2. 場 所:総務省 8階 第4特別会議室
- 3. 出席委員:上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

#### (議事次第)

- 1. 開 会
- 2. 議 題
- (1) 政治資金監査を行うに当たっての留意点について
- (2) 領収書等を徴し難かった事情について(政治資金監査に関するQ&Aの改定について)
- (3) 政治資金監査に関する研修の実施計画(追加)について
- (4) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
- (5) その他
- 3. 閉 会

## (配付資料)

- 資料1 政治資金監査を行うに当たっての留意点等について
- 資料2 政治資金監査に関するQ&Aの改定について
- 資料3 政治資金監査に関する研修の実施計画(追加)について
- 資料4 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 平成23年度 政治資金監査実務に関するフォローアップ説明会資料
- 資料B フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧(平成23年度上半期分)

#### (本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成23年度第2回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、ご多忙中のところ、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

議事に入る前に、平成22年度第7回委員会の議事録についてでございます。事前に各委員からご意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきましたが、第7回委員会の議事録について、ご異議ございませんでしょうか。

(「ありません」との声あり)

【上田委員長】 ご異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思います。また平成23年度第1回の委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様にご意見等ありましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。そして次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題「政治資金監査を行うに当たっての留意点等について」の 説明を事務局にお願いします。参事官補佐お願いします。

【森本参事官補佐】 参事官補佐の森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ご説明させていただきます。議題1の「政治資金監査を行うに当たっての留意点等について」でございます。今回の留意点等につきましては、平成21年分の政治資金監査報告書を踏まえまして、政治資金監査において、登録政治資金監査人に留意してもらいたいポイントをまとめたものでございまして、この内容につきましては、6月17日から実施いたしますフォローアップ説明会を通じて、周知をしてまいりたいと考えております。資料としましては、資料Aがそのフォローアップ説明会のテキストの案でございまして、資料1が資料Aの $\Pi$ の部分で、枠で囲みましたポイントをそのまま抜粋して、公表資料とさせていただいたものでございます。ですので、説明は、資料Aをご説明させていただきたいと思います。

資料Aをごらんください。めくっていただいて、目次でございます。全体の構成といたしましては、平成21年分の政治資金収支報告の概要、次に平成21年分の政治資金監査報告書の概要、そして留意点等となっております。最後に参考資料といたしまして、今までこの委員会でお出しいただいた見解と、昨年9月の改定版以降に出されました政治資金監査に関するQ&A、そして総務省で作成いたしました会計帳簿・収支報告書作成ソフトの特色というものの3点をつけております。

それでは、順番にご説明させていただきます。

1ページから6ページまでが平成21年分政治資金収支報告の概要ということでございまして、収支報告書の提出状況、全体の収支の概況を、総務大臣分と都道府県選挙管理委員会分に分けて掲載してございます。

続きまして、7ページ、8ページでございますけれども、政治資金収支報告書が総務省のホームページにおきまして、このように公開されているということを監査人の方々に紹介するという趣旨でつけたページでございます。

続きまして、9ページ、10ページが平成21年分政治資金監査報告書の概要についてでございます。全体の概要としまして、提出されました政治資金監査報告書を記載内容ごとに分類した円グラフをつけてございます。9%弱について何らかの不備などがあって、監査の対象すべては確認することができなかったということでございます。(2)につきましては、参考になる事例としまして、形式審査で指摘があった報告書の事例などを、こちらに記載しております。内容につきましては、平成22年度の第5回、第6回のこの委員会の資料からの転載でございます。

続きまして、11ページから31ページでございますけれども、今回のフォローアップ 説明会でも時間をかけて説明をしてまいりたいと考えております、監査を行うに当たって の留意点等についてでございます。平成21年分の監査報告書の事例や、ふだん事務局に おきまして監査人から寄せられております質問などを踏まえまして、監査人に留意してい ただきたいポイントを、できるだけ簡潔にわかりやすくなるようにと心がけて記載をして おります。構成の順序につきましては、この緑色の政治資金監査に関する研修テキストに 沿ってございまして、実際の説明会でも、随時テキストや関係のあるQ&Aを参照しなが ら説明を進めてまいりたいと考えております。

それでは、順次ご説明させていただきます。 11ページでございます。登録政治資金監査人に関しましては、業務制限といたしまして、みずから作成・徴取した収支報告書及び会計帳簿等の関係書類について、みずから政治資金監査を行うことは適当でないこと。また、政治資金監査を行った者の氏名は、政治資金監査報告書において明らかになるということ。登録政治資金監査人の秘密保持義務としまして、秘密保持義務が、登録政治資金監査人であった者、登録政治資金監査人の使用人その他の従業者、また、これらの者であった者に対しても課せられるということ。そして、秘密保持義務に違反した場合は、各士業法に規定されている信用失墜行為として懲戒処分の対象となり得ることを記載しております。

続きまして、12ページでございます。国会議員関係政治団体に関してでございますが、 政治団体の区分に異動があった場合に政治資金監査をどのようにするのかということでご ざいまして、ふだん事務局への問い合わせも多い事項でございます。国会議員関係政治団 体であった期間がある政治団体は、当該期間のみならずその年の全期間にわたって政治資金監査を受けなければならないこと。12月31日または解散等により政治団体でなくなった日において、国会議員関係政治団体に該当しない政治団体が、その年に収入及び支出がない場合については、その年に係る政治資金監査を受ける必要はないということ。政治資金監査は、収支報告書及び会計帳簿等の関係書類の作成・徴取義務の対象となる支出の範囲で行うことを記載しております。

続きまして、一般監査指針としまして、政治資金監査は、原則として国会議員関係政治団体の主たる事務所で行わなければならない。そうでない場合は、政治資金監査報告書においてその理由を明らかにした上で、政治資金監査を実施した場所を特定しなければならないということ。政治資金監査は、全数を調査し、現物を確認しなければならないということ。政治資金監査対象年の開始前または年の途中において契約を締結しても差し支えがないということ。政治資金監査契約書は、政治資金監査契約書において規定すべき事項を踏まえ、当事者間で定めること。政治資金監査の経費については、登録政治資金監査人と国会議員関係政治団体の両者の合意の上、定めること。登録政治資金監査人は、使用人等またはこれらであった者にも秘密保持義務が課される旨の指導をする必要があるということを記載してございます。

続きまして、個別監査指針としまして、効率的に政治資金監査を行うことや領収書等の写しの提出漏れを防ぐことに資するために、領収書等を整理するよう会計責任者等に助言すること。領収書等に、必要記載事項が記載されていることを確認すること。振込明細書がある場合は、支出目的書を作成する必要があり、振込明細書を亡失等した場合は、徴難明細書を作成する必要があるということ。高額領収書等のあて名等が、当該国会議員関係政治団体に対して発行されたと推認されない場合は、会計責任者等に確認を求めること。高額領収書等のうち、発行者情報がない場合又は不明確な場合は、会計責任者等に確認すること。記載不備のある領収書等は、発行者情報を含む当該領収書等の記載事項と当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるか確認すること。記載不備のある領収書等は、当該支出の内容を示す請求書等の書類とあわせて、当該支出に係る会計帳簿の記載事項が整合的であるか確認すること。会計帳簿には、すべての支出について、支出を受けた者の住所を記載する必要があるということ。続きまして、会計帳簿が、会計責任者の管理下にあるか確認をするということ。会計帳簿から、収支報告書に記載すべき事項が漏れなく転記されているか確認すること。収支報告書に計算誤りがないか確認すること。収支報告書

の様式は、政治資金規正法施行規則において定められているということ。一度発行された 領収書等の亡失等は、領収書等を徴し難い事情に該当しないということを記載してござい ます。

16ページでございます。会計責任者等に対するヒアリングについてでございますけれども、ここでは、登録政治資金監査人としましても公職選挙法の基礎的な知識を認識しておいていただきたいという趣旨で、公職選挙法の基礎知識につきまして簡単に触れております。留意点といたしましては、支出項目の区分の分類に疑義がある場合は、会計責任者等に確認すること。高額領収書等のあて名が当該国会議員関係政治団体に対して発行されたことが推認されない場合は、会計責任者等に確認すること。政治資金監査を行った事務所が、当該国会議員関係政治団体以外の活動にも使用されている場合は、経費をどのように案分しているかを会計責任者等に確認すること。花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類する支出については、これらの支出に公職選挙法に抵触する支出が含まれていないことを会計責任者等に確認することと、この4点を記載しております。

次に17ページでございます。政治資金監査報告書ということで、ここでは監査報告書 の記載例をできるだけ多く掲載するようにいたしまして、監査人にとって監査報告書がど ういうものかイメージをしやすいように、また実際の監査報告書の作成時にできるだけ役 に立てるようにと考えて作っております。留意点といたしまして、日付につきましては、 政治資金監査報告書の日付は、他の書類と整合性がとれていなければならない。あて先と して、政治資金監査報告書のあて先は、当該国会議員関係政治団体の代表者とすること。 登録政治資金監査人は、作成した政治資金監査報告書に自署し、かつ押印しなければなら ないということ。政治資金監査の対象書類は、政治資金規正法に規定されておりますとい うこと。政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の根拠規定は政治資金規正法の 第17条第1項であるということ。政治資金監査の実施場所が主たる事務所と異なる場合 は、その理由を具体的に記載し、実施場所を特定すること。20ページでございますけれ ども、2番、監査の結果(1)には、登録政治資金監査人が保存を確認することができた 書類を記載すること。会計帳簿の記載不備がある場合は、2番、監査の結果(2)で指摘 するということ。監査の結果(3)は、収支報告書の支出の状況が、会計帳簿等関係書類 のどの書類をもとに表示されていたかを記載するということ。領収書等を徴し難かった支 出の明細書等が存在しなかった場合の記載方法として、その場合は、支出の明細書は存在 しなかったと記載するということ。領収書等亡失等一覧表の提出を会計責任者に求めた場

合、政治資金監査報告書の記載例(3)で別記を記載する。領収書等亡失等一覧表には、 国会議員関係政治団体である間に行った人件費以外の経費で1万円を超える支出について は、当該支出を受けた者の氏名及び住所を備考欄に記載するということを記載してござい ます。

次に23ページでございます。収支報告書の提出後に生じた事情とその対応ということで、昨年のテキスト改定後にご審議いただいた内容ですので、比較的ここは詳細に記載をしております。まず、提出後に生じた事情の内容とそれに対する監査人の対応をフローチャート図で示しております。そして、対応のパターンとして整理しました①政治資金監査報告書の記載誤り、②領収書等の再発行等、③収支報告書の訂正という3類型につきまして、次の24、25ページで解説を加えております。参考資料としましても、①につきましては資料Aの56ページ、③については50ページで、それぞれの委員会における見解をそのまま掲載しております。

続きまして、26ページから31ページについてでございますが、用語解説としまして、 政治資金規正法の用語を可能な限りわかりやすく見やすいように記載をしておるところで ございます。

32ページ以降につきましては、最初に申し上げました内容で、参考資料を付しておるところです。なお、59ページをご覧いただきたいんですけれども、59ページの下のQ & Aの項目につきましては、本日の委員会資料の2の内容でございますので、これからご審議いただきまして、決定されれば、こちらに掲載されるというものでございます。

なお、この説明会の資料につきましては、説明会に参加されない監査人の方にも説明会が一通り終了しましたら、その後に配付というか郵送いたしまして、最終的には法定研修 を終えられた監査人全員には手元に行くようにいたしたいと考えてございます。

最後に資料Bでございます。こちらは、委員限り資料といたしまして、フォローアップ 説明会参加申し込み者から、事前に質問等の問い合わせを聞いておりまして、どのような 質問が実際にあったのかというのを委員の先生方にごらんいただく趣旨で作成したもので ございます。実際の説明会におきましては、この全部の質問に答えていくのではなくて、 別途説明する原稿を作成いたしまして参考となるようなものだけを口頭で説明してまいり たいと考えておるところでございます。

以上が議題1に関する説明でございます。

【上田委員長】 ありがとうございました。この件につきまして、ご質問、ご意見ござ

いましたら、どうぞご発言ください。

【谷口委員】 はい。

【上田委員長】 谷口委員、お願いします。

【谷口委員】 資料Bの、この質問等一覧の1、2に関してなんですが、答えとしては、 この筋で本来よろしいのだろうと思います。外形的・定型的な監査であって妥当性を評価 をするものではないと。これで正しいのだろうと思います。ただ、飲食費というふうにな っていると思いますが、おそらく世論の関心は、飲食費の部分が漫画代でありキャミソー ル代であった場合ということで、これを額面どおり読むと、評価をしてはいけないという ふうに読めると思うんですね。それはおそらくもたない。当委員会としてもたないと思い ます。で、このようなときにどういうふうに処理するのかというのは、過去の議論の積み 重ねで、事務所費のときの問題であったり、あるいは他の団体に対する寄附の問題であっ たり、あるいは冠婚葬祭費に支出をしてしまった場合であったり、あるいは印紙が貼付し ていない領収書を発見してしまった場合だとか、そういう場合においては、それを指摘を するというのは政治資金監査そのものではないと。しかし、ヒアリングにおいて、それを 質問するということが想定されるとか、妨げないという、そういう表現の処理をしてきた と思いますので、今回も原則としてはそれを踏襲すべきだと思います。義務ではない、し かし、ヒアリング。気がついた場合には、それをヒアリングで質問するということは妨げ ない、あるいは想定される、と思います。

【上田委員長】 小見山委員いかがですか、今の谷口委員のご発言。

【小見山委員】 寄附などの収入の面に関しては、前々から私の方がお願いしているように、これに関しては政治資金監査の対象にならない。それから、その他のことに関しましても、今まで議論されてきたことがございますので、それを踏襲していただくという形になるんじゃないかなと思います。

【上田委員長】 今、谷口委員と小見山委員からご発言ございましたけど、今の資料の Bは、これ、委員限りですけども、例えば1番、2番、これ、質問と回答がかみ合ってな いですよね。質問に丁寧に答えたっていう感じでは持たれないですよね。例えば、飲食費 の支出は認められるかということについて、何かイエスもノーもなくて、原則だけを言っ ている話で、さらに踏み込めば今の谷口委員のお話みたいに、それが個人的な飲食費とし て何か認識されたんなら、ヒアリングにおいて、何らかの形で会計責任者に注意喚起を促 すとか聞くとかですね、そういうことも検討されてしかるべきだと、こういう話なんです けど、事務局の方いかがなんですかね。

【高田事務局長】 今の委員長の方からのお話で、なかなか正面切って答えようとする と、かえって、飲食費はいいのかと言われると、だめとはなかなか答えにくいというとこ ろもあるものですから、一般原則でしか、なかなかこうやはり、オフィシャルな場で答え るとなると答えにくいということ。一応それを念頭において回答文も作ってございますの で、やや非常に、その何というんでしょうか、紋切り型なように、この活字になったもの を見ていただくとなってしまうところはあるかなということは感じております。それと、 ただ、実際問題、今、谷口委員からもご指摘ありましたけれども、飲食費ということで、 例えば先ほどお話ありましたように、今までからずっと委員会でもご議論いただいたよう な、法令上、領収書、本来印紙を貼るべき領収書であるのに貼られていないということを、 監査人の方がご自分の知見でもって発見されたというようなケースについて、ヒアリング の中で指摘をするといいますか、話をするということについては、それは妨げないと、い ったようなことで、これまでからご議論いただいておりますし、マニュアルの中でもその ような整理をしているんですが、こと飲食費ということになった場合に、広く飲食費でく くったときに、これについてどうかということになりますと、ちょっと先ほどご指摘をい ただいたようなもの、あるいは今までマニュアルの中で整理をしてきているものとは、確 かに世間一般の目というようなことでいえばあるのかもしれませんが、やはり監査の中で の位置づけということでいうと、必ずしもちょっと同じように位置づけることは、ややこ う難しいのかなというのが、私どもの感じでありまして、ですので、ここも飲食費の支出 はというふうに問われてしまうと、やはりこういった答えをせざるを得ないのかなと。

【谷口委員】 2番の方はそれでいいと思うんですが、1番のほうは、明らかに私的流用と思われるというのは、明らかに政治資金規正法違反と思われると言いかえられるわけですから、この場合はもうそのまま、テキストの65ページにあるように関連法令上の問題等のその他の事項のヒアリングを妨げないものであるというところまで含めて、それこそ判で押したようなご答弁をなさればいいんだろうと私は思います。

【上田委員長】 牧之内委員、何か、どうぞ。

【牧之内委員】 1番と2番はちょっと問題の質が違うだろうなということで、2番のほうは局長言われたようなことですが、要するに前提として、政治資金についての使途の制限はありませんということなんで。だから、監査報告でどうこうというよりも収支報告としてのその前段階のところを少し書いたほうが僕はいいんじゃないのかなと思うんです

けども。その上で、さらにその妥当、今度は妥当性を評価するのではないというのは、次の監査の話になってくるわけですから、という感じがしました。で、それと、1番につきましては、谷口委員言われるように、この質問自身が、明らかにとこう言ってる以上ですね、それをもう、いや形式的・外形的なものだけを見るんですということで済ますんじゃなくて、それを注意をしたり、付言をしたりということは妨げないということは、僕は何か言ったほうがいいんじゃないか。これだと何も言っちゃいけないという感じに逆になってしまわないでしょうかね。

【小見山委員】 まず最初にちょっとご質問です。これ、外に出るんですか。

【高田事務局長】 この紙自体は外へは出しません。で、先ほど、補佐が説明申し上げましたように、これを全部1つ1つ取り上げて、例えば説明会で、こういう質問がありましてこういう答えでというわけではなくて、いろいろ説明をする流れの中で、この中で幾つかこれはと思うものについては、説明の中でこうこうこういうことについてはこういう考え方ですという説明をするというような形での扱いにしようと思っております。

【小見山委員】 それを前提に、例えば、質問1に関してお答えをなさるという場合ですが、今、谷口委員のおっしゃったとおりだと私も思うんですが、お願い事は、私どもからのお願い事は、あくまでも監査人に義務としてそれが課せられないような形に持っていっていただきたいということでございます。反対から見れば、これを私的な流用なのか、私的流用というか私的なものなのか、公的なものかを判断させるようなところまでは追い込まないでいただきたいということですね。

【上田委員長】 ほかに、よろしいですか。日出委員、どうぞ。

【日出委員】 この1番は、私もちょっと引っかかってたんですけど、明らかに私的流用というふうに言われたケースの場合は、先ほど言ったとおり、やっぱり規正法違反だという監査人としての気持ちもあるんで、ここはきちんと常識の判断で考えてみて、その妥当性ではなくて、この支出は違法でないのか違法なのかというような判断の部分だと思います。現場でいろいろ税理士で監査人やった方々から数多く言われたのは、こういった話が非常に多かったというのは現実ありました。したがって、ここは回答として妥当性を評価するものでないというふうに持っていかれたら、やはり首をかしげる人が多いだろうと思いますし、監査人としても、これはヒアリングあるいは指摘をして、もう一度相手方に考えを直してもらうことぐらいまでやってもいいんではないかなと。ただ、それは義務かどうかっていうのは、また別の話なんですね。見つけた場合という意味でとらえていくし

かないだろうと思っています。

【上田委員長】 まあ、政治資金監査制度のそもそもの意義にさかのぼる話にもつながっちゃうんですけども、義務でないことは確かなんですが、各士業の職業柄どうも気になるとお思いになるということが起きた場合、これを黙ってそのまま見過ごすか、それとも何か一言言ってみたいなと、こういうことなんですけど。小見山委員、その点どうですか。

【小見山委員】 それはおっしゃるとおりで、そもそも論から言うと、収支報告書に出てくるべきものなのかどうかという疑問でございますのでね。やはりヒアリングにおいて確認されるというぐらいでよろしいかと私は思います。

【高田事務局長】 そういたしますと、ちょっと頭3行についてやっぱりいろいろ誤解をむしろ招くということであるとすれば、こちらをあえて入れないで、後段のほうの、例えば、これは1つは領収書としてどういう状況かというのが、個人がした飲食で明らかに私的流用と思われる領収書等というのが、どういう状況であるのかというのが必ずしもはっきりしないところはあるんですが、少なくとも領収書のあて先が違うということに関しては、この今、回答の後段のほうで書いてあるケースで、これは、領収書がその政治団体にあてられたものかどうかを確認するという、これ、今でもそのヒアリングの中でやってくださいと書いてある部分でございます。それともう1つは、このケースに直接当たるかどうかということはあるかもしれませんが、今までご指摘ありました、いわゆる関係法令上の云々という部分がございますね。あのマニュアルの中で、ヒアリングを妨げないということで書いてあるところがありますが、そういうふうなことをあわせて付言をしておくといったような形かと思いますが。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 気持ちとして最初の3行がちょっと余計だという気持ちはわかりますけれども、これは、僕はちょっと外せないんじゃないかと思います。原則は原則なので。ただし、それで何かこう済んでしまうようなニュアンスを与えたんじゃいけないということで、やはり、法令違反の支出と同じように、寄附禁止等に触れるようなものと準ずるような扱いにするということじゃないかと思いますけれども。どこにありましたかね。寄附禁止に該当するようなものについては確認をしろというのがありますよね。

【高田事務局長】 公選法の関係ですね。

【牧之内委員】 ええ。

【高田事務局長】 テキストでいうと、65ページ以下のところになるかと思いますが。

【牧之内委員】 65ページ。

【高田事務局長】 はい。確認ですね。この65ページの一番下が、ヒアリングでの確認をという。

【牧之内委員】 ええ、その他の事項の、発見をした場合にはその他の事項のヒアリングを妨げないという言い方を。ここらも随分何かいろいろ事情があると、ああでもないこうでもないひねくってやった記憶ありますけども、こういう扱いじゃないかと思うんですけども。

【高田事務局長】 はい、ちょっと私申しましたのは、今、牧之内委員からご指摘のありました、この関係法令上の問題点とその他事項のヒアリングをという。

【牧之内委員】 この会計責任者等に対するヒアリングにおいて、発行された領収書であることを確認しますという、このことですか。

【高田事務局長】 こちらは領収書、まさにこの場合には私的流用と思われる領収書等 というのは、おそらくあて名が政治団体になっていないというケース。

【牧之内委員】 そういうことなんですか。

【高田事務局長】 ということであるとすれば、このなお書きのところでですね、そういうことが推認されない名義が書かれているものが出てきた、そういうものがこの質問のケースであるとすれば、それはヒアリングの際に、その領収書がこの政治団体に対して発行されたものかどうかを確認しますというのは、これはこれで1つ、今ヒアリングの対象として、こう書いてございますので、これはこれとしてあります。もう1つはこれに加えて、今、牧之内委員からも話がありました領収書云々の話ではなくて、もっと少し一般的なものとして法令上の問題点があるんではないかと思われるようなものに関しては、今ご指摘があった65ページの、こういったことでの対応の仕方が、今、マニュアルの中でも書かれておりますので、それもあわせてここの1番の回答の中には、もう1つの要素として加えておくということかというふうに思ったんですが。

【牧之内委員】 1番のその具体的な事例がどういう事例なのか、領収書自身にほかのものが書いてあってということなのか、領収書のあて先は団体だけども中身をこう見てみると私的に使ったものだと、政治団体としての使途の使用ではないということがもう明らかだという場合なのか、ちょっと、私は、後者のほうだろうと思ったんですけども。だから形式的によくわからないと、だけど中身見たら、監査人として、ちゃんと見ましたよと

言って判を押すにはちょっといかがかというような事例ではないかと思ったんですけども。 だからそういう場合のこととして見たときに、外形上の話だけですよということではなく て、あるいはまた、表面的にこれは領収書が関係政治団体あてに発行されたものであるか どうかを見なさいということだけではなくて、中身的にいいんですねということをヒアリ ングするということを妨げないというようなことになるんじゃないかなと思ってるんです けども。局長の言ってることと、私の言ってることとは同じなのかどうか。

【高田事務局長】 私、申し上げたのは、今、このなお書きで書かれていますのは、今、 牧之内委員がおっしゃっられた前段のケースだとすれば、こういう対応であろうと。で、 後段のほうについての部分が、今書かれていませんでしたので、その部分についてそのこ とも想定をした上で、先ほど申し上げた65ページのくだりを併せて加えておくというこ とにさせていただいたらという具合に。

【上田委員長】 まあ、何といいますかね、ありていに言えば、この領収書を何かその 公開して大丈夫なんですねと、使い先に何の問題もないんですねというぐらいの確認ぐら いはいいんじゃないですか。

【小見山委員】 そう、そういうことです。

【上田委員長】 ほかに何か。

【牧之内委員】 それから、はい3番目。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 この3番もなんですけども、この質問は、参議院・衆議院事務局から 通知、周知されてるのかというのは、ただそれを聞いているんじゃなくて、周知すべきじゃないのかと。周知してもらう必要があるんじゃないのかと、こういう意図を含んでるんだろうと思いますが、それを周知していませんと、いや出していませんと言って回答するっていうのは、何かいかにもこう、事務的っていうんですかね、という感じを受けますが、いかがでしょうか。

【上田委員長】 まあまあちょっと、うん。これも多分口頭でお答えになると思うんで、 もうちょっと何か工夫して。せっかくの質問なんですから。

【牧之内委員】 お願いをしました、とかね。

【上田委員長】 いろんな何か方法で周知するように努めておりますぐらいの。

【高田事務局長】 対政治団体の話になりますので、なかなか現実的なやり方だとしたときに、どういうやり方がっていうのが難しいところがあるかと思うんですけれども。

【上田委員長】 まあ、質問の中身ですね、政治資金監査に関する認識が薄いって、どういう認識が薄いのかちょっとわからないです。監査制度があることは知ってるんですね。 監査報告書がなければ、収支報告書が出ていかないんだからですね。だから、どの認識が薄いのか。

【高田事務局長】 これもその背景までは確認をしておりませんので、どういうふうな 具合かわからないんですけれども、ただ、監査人から寄せられているので、今、委員長おっしゃられたように、監査人への依頼までは多分行っているんだろうということはあると 思うんですね。おそらく、そこへ向けての例えば準備であるとか、そういったようなこと において、あるいはもしかすると、監査への対応の態度とか姿勢という問題かもしれませんけれども、そのあたりでその監査をされる監査人の側の立場から見ると、ほんとにこう、何というんですか、そのあたりずさんなものが見受けられるといったような。そういう意味では、政治資金監査という仕組みそのものというよりは、それが持っている意義とか重要性とか、そういうことについての理解、認識というふうなことで、多分監査人の受けとめられ方ということだと思います。

【日出委員】 税理士会のほうでも、これは会計責任者の3割ぐらいの方々じゃないかと思うんですけど、会計の知識がほとんどないっていう方が、責任者に就任しているケースがあって、事務担当者もいなくて、実際に行ってみると何もしてないとかですね、そういったケースが非常に多かった。まあ、そのアンケートに答えてくれた人たちの中身はそうなんで、やはり、事前に周知がされているはずだという思い込みで当然監査人としては行ってますので、その点を言ってるんだと思うんですけれども。

【上田委員長】 なるほど。でも、何らかの形でやっぱり会計責任者に認識を深めてもらわなきゃいけない。牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 だから、こういう話をこのちょっと紋切り型のこういう回答は、僕はまずいと思うんですよ。それで役割分担として、衆参の事務局が政治団体相手ということではないという理解かもしれないけれども、先生方との接触はあるわけだから、そういうのを、公式的じゃなくても非公式に伝えるような、あるいはそういう注意を促すようなご協力というのはいただけないのかというのがあるだろうし、それから事務局としては、やはり政党事務局。政党に対して、こういう声が強いということをもうちょっと強く言うなり、何らかのやっぱり対応をして、こういう問題に対しても、ちょっと前向きに対処してまいりますという姿勢をやっぱり出すべきじゃないかな。

【高田事務局長】 はい。

【上田委員長】 じゃ、ほかの点はいかがでございますか。じゃ、この議題について、 ご了承いただいたっていうことで、よろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

【上田委員長】 次に第2の議題の「領収書等を徴し難かった事情について」の説明を 事務局でお願いいたします。

【森本参事官補佐】 それでは、資料2をご説明させていただきます。Q&Aの改定に ついてでございます。現行のQ&Aにつきましては、資料2の下の従来の回答というとこ ろでございますけれども、まず、質問は、お祭りの屋台や移動型の軽食店など定型の領収 書等の用紙を備えていないお店から物品を購入した場合、当該支出については、領収書等 を徴し難い事情があると認められるのかと。現行の回答が、購入店に定型の領収書等の用 紙を備えていない場合でも、購入店において任意の用紙に領収書等の3事項(支出の目的、 金額、年月日)等の記載を求めるなどの方法により、領収書等を徴することができます。 したがって、お尋ねの場合、領収書等を徴し難い事情とは認められません、という書きぶ りとなってございます。一方で、現在の政治資金監査に関する具体的な指針、マニュアル におきましては、会計責任者等に対するヒアリングにおきまして領収書等を徴し難い事情 と合理的に判断できる場合には、領収書等を徴し難い事情として認めることとして差し支 えないという取扱いをいたしておりますので、現行のその回答ぶりからいたしますと、若 干誤解を与えかねないのかなという表現でございますので、回答につきまして、後半部分 を「したがって、購入店に定型の領収書等の用紙を備えていないことのみをもって、領収 書等を徴し難い事情があるとは認められません」という表現に改めさせていただきたいと いうものでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 はい。この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞ ご発言ください。

【牧之内委員】 はい。

【上田委員長】 牧之内委員。

【牧之内委員】 のみをもってということですが、じゃあ、そのほかにどういう条件があれば、領収書等を徴し難い事情になるでしょう。

【森本参事官補佐】 例えば、あの実際にお祭りの屋台だといたしますと、非常に混雑

をしていて、とてもそういう対応、領収書等を書く余裕がないような場合ということが考 えられると思います。

【牧之内委員】 はい、了解しました。

【上田委員長】 はい、ほかに。よろしゅうございますか。じゃ、本議題について、ご 了承いただいたということでよろしゅうございますか。

(「はい」との声あり)

【上田委員長】 次に、第3の議題の「政治資金監査に関する研修の実施計画の追加について」の説明を事務局にお願いします。参事官補佐、お願いします。

【森本参事官補佐】 はい、資料3をお願いいたします。平成23年度上半期における研修の実施計画の追加についてでございます。今年度の上半期分につきましては、資料3の下の参考にございますとおり、札幌から福岡まで全国6カ所で集合研修を行うことを今年の3月にご決定をいただいております。また、今年度からの新しい仕組みといたしまして、研修を修了していない登録政治資金監査人の方から5人以上で希望する研修日と研修地を示して研修実施の要望がありましたら、特段の支障がない限りは、それにこたえて研修を行うことという仕組みをご了解いただいておりました。この新たな仕組みにつきまして、ホームページ及び日本税理士会連合会を通じましてアナウンスいたしましたところ、早速、名古屋・東海方面の税理士の方々から所属の税理士会及び日本税理士会連合会を通じて要望がございましたので、8月19日に研修を追加実施させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、ご質問、ご意見ございましたら、どうぞご発言 ください。この件はご了承ということでよろしゅうございますね。

(「はい」との声あり)

【上田委員長】 次に、第4の議題の「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【森本参事官補佐】 はい、資料4をお願いいたします。登録政治資金監査人の登録状況及び研修等の実施状況についてご報告申し上げます。5月27日付の登録分までの登録者数でございますが、合わせて3,906名ということでございまして、新年度に入りましてから30名強、増加をいたしております。裏面でございますけれども、研修の実施状況でございますが、同じく5月27日付現在で累計で3,790名の方が研修を終えられてお

ります。こちらは新年度に入りまして、個別研修で20名が研修を修了しております。引き続き、先ほどご決定いただいた全国7カ所での集合研修及び個別研修によりまして、着 実に研修を実施してまいりたいと思っております。

最後にフォローアップ説明会につきましては、今年度上半期分といたしまして、6月17日から札幌から実施をしてまいります。現在もこちら募集中でございますけれども、今のところは、上半期分だけで約1,000名の参加申し込みをいただいておるところでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件について、何かご意見ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について事務局から何かありますか。事務局長。

【高田事務局長】 今日最初にご議論いただきました留意点等についてというところで、特にフォローアップ研修会での説明内容でございますけれども、ご指摘いただきました資料Bに関する表現ぶりといいましょうか、回答ぶりにつきまして、ご指摘を踏まえて修正をさせていただいて、それで、今、最後に補佐から説明がありました6月17日からフォローアップ説明会が始まりますので、その中でまた周知を図っていくということにしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【上田委員長】 その他事務局から何かありましたら、お願いします。

【森本参事官補佐】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省 8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定いたしております。本 日の公表資料につきましても、その場で配付する予定でございます。なお、本日の委員会 の議事要旨につきましては、各委員のご連絡先に週明けの6月6日、月曜日の夕方ごろに 確認のご連絡をさせていいただきますので、よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと存じます。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【森本参事官補佐】 次回の委員会についてでございますが、日程の調整をさせていただいた結果、8月11日の木曜日の午後に開催をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。詳細は後日ご連絡いたします。

【上田委員長】 本日は終始、熱心にご審議いただき、誠にありがとうございました。

以上をもって、閉会といたします。

【高田事務局長】 次回はお盆の時期近くにかかってしまって大変恐縮でございますけれども、よろしくお願いいたします。